

川崎市指令環廃 第155号

許可番号 第0050号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 川崎市中原区小杉町二丁目206番地

氏名 株式会社 早船

代表取締役 早船 昌克 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 令和4年10月1日

許可の有効期限 令和6年9月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を除く

(2) 取り扱う一般廃棄物

事業活動に伴って生じたものに限る

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月1日 更新許可 (11回)

複写無効

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しをを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。